

2026 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 亀津 克己
コード番号 5393 (東証 プライム)
問 合 せ 先 代表取締役 専務執行役員 山本 司
電 話 番 号 (経営企画部) 03-4413-1193
(URL) (<https://www.nichias.co.jp>)

取締役および執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 8 月 7 日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 25,099 株
(3) 処分価額	1 株につき 3,709 円
(4) 処分価額の総額	93,092,191 円
(5) 割当予定先	当社の取締役 4 名 18,960 株 当社の執行役員 12 名 6,139 株
(6) その他	本自己株式処分については、割当予定先である当社の取締役および執行役員が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、発行価額の総額が 1 億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書および臨時報告書は提出していません。

2. 処分の目的および理由

当社は、2023 年 5 月 22 日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。また、2023 年 6 月 29 日開催の第 207 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額 1 億円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度に基づき発行または処分される当社の普通株式の総数は年 4 万株（2026 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式分割による調整により年 12 万株）以内とすること、および、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

上記のとおり対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員（以下、対象取締役と併せて「対象者」という。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、取締役 4 名および執行役員 12 名に付与される当社に対する金銭報酬債権（執行役員の場合は金銭債権。以下同じ。）の合計 93,092,191 円を現物出資の目的として（募集株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 3,709 円）、当社の普通株式合計 25,099 株（以下「本割当株式」という。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2026年8月7日（以下「払込期日」という。）から当社の役職員の地位を喪失する日（ただし、当該日が2026年度における当社の半期報告書の提出日より前の日である場合は、当該半期報告書の提出日）までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、払込期日から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役および執行役員のいずれかの地位（以下「本地位」という。）にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡、任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、当該喪失の日の翌日において、2026年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2026年7月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなします。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年7月10日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,709円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上